

第四章 意匠の類似の範囲の明確化

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

意匠法においては、意匠の登録要件として、工業性（意匠法第3条柱書）、新規性（意匠法第3条第1項）、創作非容易性（意匠法第3条第2項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の除外（意匠法第3条の2）、登録を受けることができない意匠（意匠法第5条）、先後願（意匠法第9条）が規定されている。このうち、新規性の判断においては、意匠登録出願に係る意匠が公知意匠（日本国内又は外国において公然知られた意匠等）と同一又は類似する意匠であるか否かが判断基準となり、先後願の判断においても、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったか否かが判断の基準となる。いずれの判断においても、意匠の同一性に関しては厳密に解釈されていることから、2つの意匠が同一であると判断されることはほとんどなく、2つの意匠が類似しているかが重要な役割を担うものとなっている。

また、意匠権の効力範囲は、業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶものと規定されており（意匠法第23条本文）、意匠権の効力範囲の解釈においても、2つの意匠が類似しているか否かの判断が重要な役割を担うものとなっている。

以上のように意匠の類似の判断は、意匠制度の根幹をなす審査、権利範囲の解釈において、重要な概念となっている。

(2) 改正の必要性

新規性の判断は、最高裁判例上、一般需要者の視点から見た美感の類否を判

断するものとされている¹。また、意匠権の効力範囲についても、最高裁判例上、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている²。

このように最高裁判例において意匠の類似とは一般需要者から見た美感の類否であるとされているが、裁判例や実務の一部においては、意匠の類似についてデザイナー等の当業者の視点から評価を行うものもあり、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていると指摘されていた。

2. 改正の概要

意匠の類否判断は、意匠制度の根幹に係る意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を司るものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられる。したがって、意匠の類否判断について明確化するために、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定する。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第24条

(登録意匠の範囲等)

1 最三小判昭49年3月19日民集28巻2号308頁

「意匠法三条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする（後略）」

2 最三小判昭49年3月19日民集28巻2号308頁 注1参照

第二十四条 (略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

意匠法第24条には、登録意匠と同一の範囲について、願書の記載と、願書添付図面に記載された意匠又は願書に添付された写真、ひな形若しくは見本により現された意匠に基いて定める旨が規定されている。他方、登録意匠に類似する意匠についての判断基準に関しては法文上の規定はないことから、意匠法第24条に第2項を設け、登録意匠にそれ以外の意匠が類似しているか否かの判断は、当該意匠が需要者に起こさせる美感の共通性の有無に基づいて判断するものであることを規定した。ここでいう需要者とは、取引者及び需要者を意味する。

最高裁判例上、意匠の類否判断の視点は一般需要者となっているが、意匠法第24条第2項において一般需要者ではなく需要者としたのは、(a)意匠法における類否判断を物品の出所混同と結びつけるために一般需要者を使用したわけではないとする最高裁判例の解説³、(b)当該最高裁判例以後、意匠の類否判断の視点を取引者、需要者としている裁判例が多く存在すること等⁴を考慮したことによるものである。

意匠の美感については、裁判例において、「看者に与える美的印象」と説明されている⁵。また、意匠の類否判断に関しては、「全体的な美感を共通にし、類似する」⁶、「看者に共通の美感を与えるもの」⁷等の判断が裁判例においてな

3 法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇（昭和49年）』325頁（法曹会、昭和52年）

4 東京高判平成10年6月18日知的裁集30巻2号342頁

東京地判平成5年8月30日特許管理別判例集平成6年498頁

5 竹田稔『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編〕第4版』483頁（発明協会、平成15年）

6 東京高判平成6年7月19日知的裁集26巻2号520頁

7 東京高判平成10年6月18日知的裁集30巻2号342頁 注4参照

されており、意匠の類否判断の際に美感が重要な役割を果たすものとされている。

（補説）類否判断について規定する場所

最高裁判例においては、意匠法第3条第1項第3号に規定されている意匠の類否判断方法について説示をする際に、「同条1項3号は、意匠の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（意匠法第23条）ところから、上記のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする」とし、まず、登録意匠に類似する範囲にまで及ぶ意匠権の効力範囲の解釈や判断方法について特定し、その特定した内容に基づき意匠法第3条第1項第3号に規定されている意匠の類似の解釈や判断方法について言及している。こうした考え方に鑑み、今改正においては、意匠法の根幹をなす意匠権の対象である登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条に第2項を新たに設け、意匠の類否判断の解釈や手法を規定することとしたものである。これにより、意匠法第3条第1項第3号をはじめ、他の条項に規定されている意匠の類否についても一定の解釈が及ぶことになるものと考えられる。